(七十)	増築又は改築に係る部分を令第百三十七条の十第一号イ(2)の認定を受けたものとする建築物	令第百三十七条の十第一号イ(2)に係る認定書の写し
(七十一)	防火設備を令第百三十七条の十第一号ロ(4)の認定を受けたものとする建築物	令第百三十七条の十第一号ロ(4)に係る認定書の写し
(七十二)	増築又は改築に係る部分を令第百三十七条の十一第一号イ(2)の認定を受けたものとする建築物	令第百三十七条の十一第一号イ(2)に係る認定書の写し
(七十三)	（略）	（略）
(七十四)・(七十五)	（略）	（略）

五

	(一)	(い)	(ろ)
(二)・(三)	（略）	特定主要構造部を法第二条第九号の二イ(2)に該当する構造とする建築物（令第百八条の四第一項第一号に該当するものに限る。）	一　令第百八条の四第一項第一号の耐火性能検証法により検証をした際の計算書 二　当該建築物の開口部が令第百八条の四第四項の防火区画検証法により検証をしたものである場合にあつては、当該検証をした際の計算書
(四)	令第百二十八条の七第一項の区画避難安全検証法により区画避難安全性能を有することを確かめた区画部分を有する建築物		令第百二十八条の七第一項の区画避難安全検証法により検証をした際の計算書
(五)・(六)	（略）		

2・3　（略）

4　法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一～四　（略）

(六十三)	防火設備を令第百三十七条の十第四号の認定を受けたものとする建築物	令第百三十七条の十第四号に係る認定書の写し
(六十四)	（略）	（略）
(六十五)・(六十六)	（略）	（略）

五

	(一)	(い)	(ろ)
(二)・(三)	（略）	主要構造部を法第二条第九号の二イ(2)に該当する構造とする建築物（令第百八条の三第一項第一号に該当するものに限る。）	一　令第百八条の三第一項第一号の耐火性能検証法により検証をした際の計算書 二　当該建築物の開口部が令第百八条の三第四項の防火区画検証法により検証をしたものである場合にあつては、当該検証をした際の計算書
(四)	令第百二十八条の六第一項の区画避難安全検証法により区画避難安全性能を有することを確かめた区画部分を有する建築物		令第百二十八条の六第一項の区画避難安全検証法により検証をした際の計算書
(五)・(六)	（略）		

2・3　（略）

4　法第六条第一項の規定による確認の申請に係る建築物の計画に建築設備に係る部分が含まれる場合においては、同項の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。

一～四　（略）